

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金に関するQ&A（長寿分）

【令和7年3月19日時点】

Q1：申請は事業所ごとに行うのか。

A1：法人が対象となる事業所分を全てまとめて申請してください。

Q2：対象となる事業所は。

A2：以下の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 令和7年1月1日時点において現に事業を実施しており、かつ、申請日において現に営業を行っていること。
- ② 富山市長の指定、認可、登録若しくは認可を受け、又は富山市長に対する届出を行っているものであること。
- ③ 富山市に所在していること。

Q3：令和7年1月2日以降に開業した施設は対象となるか。

A3：令和7年1月1日を基準日としているため、対象外となります。

Q4：令和7年1月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。

A4：支援金を申請する時点において、廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。

Q5：富山県より同様の趣旨の支援金の交付を受けた（受ける予定だ）が、市の支援金は申請することができるか。

A5：申請していただけます。

Q6：申請書類の提出方法は。

A6：郵送又は窓口にて提出してください。

Q 7 : 申請期限はいつまでか。

A 7 : 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) 必着です。

Q 8 : 食材料費の支援も検討しているとのことだが、食材料費の支援が決定後、
光熱費と一括での申請は可能か。

A 8 : 可能です。ただし、光熱費のみの申請より支給時期が遅くなりますので
ご承知おきください。

Q 9 : 申請書類提出後に、対象事業所の記入漏れがあったことが分かった場合、
再度申請することはできるか。

A 9 : 申請できるのは光熱費分、食材料費分のそれぞれ 1 回のみであり、原則、
再度の申請はできません。そのため、記入漏れがないよう十分にご確認の
うえ申請してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、長寿
福祉課にご相談ください。